

令和7年度「音楽文化・教育普及事業」実施要綱

一般社団法人口レンジ音楽協会

1 趣旨

幼児や小・中学校、高等学校の児童生徒の文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、演奏技術向上の機会を設けることにより、音楽文化の向上と将来を担う音楽教育の人材育成に資することを目的とする。

2 事業内容

(1) 芸術鑑賞会（各校年1回まで）

各校において、プロの音楽家を招き、演奏を鑑賞することで、児童生徒の音楽に対する興味関心を高め、音楽文化に親しむ機会を提供する。

(2) 音楽指導（各校年間6コマまで）

各校において、芸術に関する専門的な指導者を派遣することで、児童生徒の活動意欲を高めるとともに演奏技術の向上を図り、将来音楽家として活躍する人材を育成する。

3 実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 依頼手続き

- (1) 事業を受けようとする各種学校は、実施希望日2ヶ月前までに電話またはメールにて担当者と打ち合わせを行なった後、様式1による実施依頼書を一般社団法人口レンジ音楽協会（以下、当法人）に提出しなければならない。
- (2) 派遣する講師や演奏家は、当法人所属の華麗なるオレンジ音楽隊のメンバー（HP参照）より選出できるものとする。当法人代表理事が認めた場合のみ、その限りではない。
- (3) 当法人は、上記により提出された実施依頼書の内容を検討し、本事業の趣旨を踏まえた依頼であると認めたときは、各種学校に対して事業を実施する。
- (4) 事業実施の最終決定は当法人からの講師派遣決定通知の送付をもって正式決定したものとする。
- (5) 実施期間内であれば、隨時依頼申込を受け付ける。

5 依頼経費

音楽指導および芸術鑑賞会にかかる経費（指導料・出演料）は、当法人が負担するものとする。遠方に出向く場合に限り、別途交通費・宿泊費が必要な場合がある。

6 事業完了の報告

依頼した各種学校は、事業が完了した後（2週間以内）に様式2による実施報告書を当法人に提出しなければならない。活動の様子がわかる写真を添付すること。

7 その他

- (1) 当法人代表理事は、依頼を受けた各種学校における事業の実施が当該趣旨に反していると認められたときは、事業の依頼取り消し、また事業実施に掛かった経費を該当校に請求することができる。